

学校法人日本歯科大学 謝金に関する要項

学校法人 日本歯科大学
経 理 部

(趣旨)

第1条 学校法人日本歯科大学（以下「法人」という。）における謝金の支給に関する事務の取扱いについては、本要項の定めるところによる。

(謝金の種類)

第2条 謝金は、次のとおりとする。

- (1) 講演謝金
- (2) 講義謝金
- (3) 実技実習謝金
- (4) 指導助言謝金
- (5) 研究協力補助謝金
- (6) 診療協力謝金
- (7) 単純労務謝金
- (8) 会議出席謝金
- (9) その他の謝金

(支給の対象)

第3条 法人の役員及び教職員に対しては謝金を支給しない。

(謝金の単価)

第4条 謝金の単価については、別表に定める額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定める額を越えて支給する場合又は該当しない謝金を支給する場合は、理事長の承認を得なければならない。

3 講演又は研修等の実施にあたり、事前又は事後に打ち合わせ等の時間を必要とする場合は、打ち合わせ等に要する時間を実施時間を含めて謝金を支給することができる。

(謝金の支給)

第5条 謝金を伴う事業の実施については、次のとおり取り扱うものとする。

2 謝金を伴う事業の実施しようとする者は、事前に書面にて理事長の承認を得なければならない。

3 経理部は、講演等が実施されたことを確認のうえ、支給するものとする。

4 謝金の支給対象者が非居住者で租税条約に関する届出書を税務署に提出する必要がある場合は、その届出書を経理部に送付するものとする。

(交通費等)

第6条 謝金を伴う事業の実施にあたり、交通費等を支給することが必要と認められる場合は、学校法人日本歯科大学旅費規程に定める範囲内の旅費相当額を支給するものとする。

(捕捉)

第7条 特別の事情により本要項を適用することが出来ない場合または、本要項に疑義が生じた場合は、協議の上これを決定する。

附則

1 この要項は、令和2年10月1日から実施する。